

令和6年度 事業計画書（案）

東京都北区放課後子ども総合プラン事業
田端放課後子ども総合プラン

社会福祉法人 東京聖労院

目 次

I 運営管理計画

1. 職員配置	1
2. 会議	1
3. 児童の安全対策	1
4. 環境管理	2
5. 感染症対策、衛生管理	2

II 運営基本計画（一般登録）

1. 日常活動	4
2. 日課表	5
3. 行事	6
4. 特別活動	6
5. 地域との連携	7
6. 学校との連携	7
7. 家庭との連携	8
8. 子どもの参画活動	8

III 運営基本計画（学童クラブ登録）

1. 目的	9
2. 年間指導目標	9
3. 日課表	10
4. 指導計画表	11
5. 地域・学校・保護者の関わり	12
6. 学童クラブ入会事務の予定	12

I. 運営管理計画

1. 職員配置

放課後子ども教室・・・常勤職員3名、非常勤職員5名配置（常時8名以上）

田端小学校学童クラブ第一、第二、第三、第四・・・各クラブ常勤職員2名、非常勤職員2名

※有資格者については仕様書に基づき必要な人数を配置します。

2. 会議

会議名	内 容	開 催	構 成
職員ミーティング	職員間で情報を共有し、業務が円滑に行えるよう検討、連絡調整を行います。	毎日	全職員
連絡会議	学校施設の借用について、配慮が必要な児童について等、情報交換や連絡調整を行います。	適宜	学校関係者
スタッフ会議	行事や活動についての確認・調整、配慮が必要な児童についての情報交換等を行います。	毎月	田端児童館 放課後子ども教室 田端小学校学童クラブ 第一、第二、第三、第四
実行委員会	放課後子ども総合プランの事業、運営についての協議・決定を行います。	年4回 程度	学校、PTA、学校評議員 町会、自治会、青少年 地区委員会、児童館長等

3. 児童の安全対策

日常生活、遊びの中で起きるケガや事故を防止するために、職員は十分な注意の上にも絶えず「子どもは想定外の動きをする」という認識のもとに、子ども一人ひとりの気持ちや行動を考慮し予測した上で一層の危機管理意識を持って対応します。また、災害や犯罪といった不意に発生する可能性のあるものについても適切な対応ができるような対策をします。

(1) 施設内の安全対策

- ①建物設備、備品、遊具等の安全性について点検し、必要な整備等を行います。
- ②子どものいる空間、場所においては職員を必ず配置し、ルールを決めて遊びを見守ります。校庭の大きな遊具については、特に安全に留意して子どもを見守ります。
- ③日頃から保護者や学校との情報交換やコミュニケーションを図りながら、子どもの健康状態や体調変化への目配りを徹底して、子どもの状況把握と病状、異変の早期発見に努めます。また、疾患等の児童の健康状態については個人情報に配慮しつつ、十分に把握しておきます。

(2) 通学路の安全対策

- ①学校指定の通学路に準じ、帰宅経路の安全指導を行い、危険箇所を把握、点検します。また必要に応じて保護者にも周知します。
- ②地域ぐるみの安全確認や安全確保が出来るよう、学校はもちろんのこと、PTAや地域の方々と連携して指導体制の強化なども行います。
- ③田端小学校周辺の道路状況を把握した上で、広範囲から通学する子どもたちへの安全指導及び対応を行います。
- ④学校との連絡を密に取り、道路工事等による通学路の一時的な変更等情報を収集し、迅速に対応します。
- ⑤早朝夕方利用また土曜日は信号のない道路を挟んだ学童棟で育成するため、子ども達の引率を慎重に行います。

(3) 怪我や事故が発生した場合の体制整備

- ①放課後子ども総合プラン事故・ケガ対応マニュアルを活用し、繰り返しの訓練により職員が有事の際にしっかり対応できるようにします。
- ②職員には上級救命講習の受講を義務付け、AEDの使用も含め、有事に対応できるようにします。
- ③救急箱の整備や点検等を定期的に行います。また、事故やケガがあった際、速やかな対応ができるよう応急手当用品の使用の確認や訓練を行います。
- ④校庭や体育館での活動時、また外出時には持ち運び用の救急セットを持参し、迅速に対応できるよう体制を整えます。
- ⑤ケガや事故が起きた際には、マニュアルに基づき、保護者や必要な機関に連絡し、迅速かつ細やかに対応します。

(4) 不審者・地震・火災発生時など緊急時の対応

- ①職員は近隣施設等の避難訓練に参加し、連携を確認すると共に子どもの安全確保を図ります。
- ②防災・防犯に関する計画や指針、マニュアル等を整備し、子どもを交えた避難訓練・不審者対応訓練を毎月1回実施します。
- ③施設内には防災頭巾など災害対策用品や防犯対策用品を整備し、非常時に備えます。
- ④日常的に学校職員や地域住民、関係機関等との連絡、連携を密にして協力体制を強化します。

4. 環境管理

(1) 環境管理

- ①職員による始業前、終業後の施設内外（室内、階段、出入口等）の点検、清掃を行い、安全確認を実施します。
- ②消防設備、空調等、必要な設備の点検を学校と協力して行います。
- ③施設内の備品等の効率的な整理・保管を行い、子どもたちが活動しやすい環境整備を行います。
- ④靴、傘、ランドセル等の保管方法をルール化し、子どもたちが自己管理できるよう指導します。
- ⑤ハサミ等の工作用品類、ボードゲーム等の玩具、図書等の整理整頓し、子どもたちが自主的に管理し、安全に使用できるように指導を行います。
- ⑥ゴミ処理及び分別については、北区環境方針、学校指導方針等を踏まえて、学校と協議し、適正に処理・分別を行います。また、子どもたちへの環境学習を実施します。
- ⑦体育館などの学校施設で活動する際には、使用の可否も含めて学校側と協議します。また、活動が許可された際には使用後の施設は確実に現状復帰します。

5. 感染症対策・衛生管理

(1) 感染症対策

- ①手洗い、マスクの着用、咳エチケット等、感染症対策の徹底を行い、3密（密閉、密集、密接）の回避をします。
- ②室内での感染症対策として、適切な位置に石鹸や消毒液を設置するとともに、施設設備（ドアノブ、スイッチ等）や施設備品（玩具、工作道具、漫画等）の消毒液によるふき取りを適宜行います。また、室内の換気や空調装置の運転を常時行います。
- ③児童受け入れ時に健康状態を確認し、発熱等の症状があれば別室に移動させ、保護者や関係機関に連絡をします。
- ④活動中は児童の間隔の確保を行い、特定の部屋に集中させず、分散して活動できるように配慮します。職員で連携し、3密を避ける環境づくりに努めます。
- ⑤職員は、検温、手洗い、マスクの着用、咳エチケットの徹底を行い、職員同士の密接、密集を避ける取り組みも徹底します。
- ⑥マスク、消毒液、石鹸、体温計などの衛生用品の整備・補充を行います。
- ⑦トイレなどの清掃やゴミの分別における配慮（使用済みのマスク、ティッシュの取り扱いに留意）を行います。

(2) 衛生管理

- ①子どもたちに手洗い、うがいの励行を指導し、手指消毒液の設置など清潔保持の指導を実施します。
- ②始業前、終業後に職員による清掃を毎日行います。また、必要に応じて子どもたちにも役割分担をし、清掃を実施します。
- ③部屋の採光、気温、室温、換気などに留意します。
- ④水回りの消毒、トイレの清掃等は、学校・学童クラブ職員と協力をしながら行います。
- ⑤インフルエンザ、コロナウイルス、ノロウイルス等の感染予防、熱中症、光化学スモッグ等の対応策を整備します。
また、学校・関係機関及び管轄児童館等と連携を取り合い、感染症の拡大防止に努めます。
- ⑥感染症等が発生した場合は、必要な対策を迅速に行います（状況書類の作成、学校・保健所との連絡調整等）。また、施設・玩具等の消毒、衛生管理（マスク着用等）、室温管理、換気等の対策を遂行します。
- ⑦食事指導を行う際は、子どもたちの衛生指導や施設の衛生管理について特に注意します。
- ⑧日頃から保護者や学校との意思疎通を図ることによって、常に子どもの健康状態や体調変化への目配りを徹底して、子どもの状況把握、異変の早期発見に努めます。また、児童の体調不良が見られる場合には速やかに保護者に連絡を取り、子どもの帰宅または保護者のお迎えを促すなど、感染の拡大を防止します。

Ⅱ. 運営基本計画（放課後子ども教室）

1. 日常活動

来室から帰宅まで、放課後ルームを拠点に、小学校校庭、体育館等で職員が見守る中、安全で自由に過ごします。また、日々の活動では、子どもたちには学習できる環境の整備を行います。4つの学童クラブと連携し、放課後子ども教室・学童クラブそれぞれの児童がその垣根を越えて共に過ごすことができるよう運営を行います。このほか定期的に集団で楽しめる季節行事を計画します。また地域の方々や児童指導員の技術を生かした活動も実施します。

日常の施設運営においては感染症対策を徹底し、その上で子どもたちに寄り添った運営を行います。

※日課表、行事表を参照

(1) 低学年の活動

低学年児童が、遊びを通して心と体を鍛え、優しさと思いやりを育むことができるよう支援します。また、スポーツ活動や学習などの多様な活動も行い、児童の自主性、創造性、社会性を養います。

保護者や学校とは日常的に連絡を密にし、一人ひとりの子どもの状況を把握に努めます。

(2) 高学年の活動

高学年児童に対しては、居場所としての空間を提供します。また新しいスポーツや創造的な遊びを導入し、さまざまな体験の幅を広げ、チャレンジできる遊びや学習を子どもたちの意見も取り入れ、導入していきます。また、思春期に差し掛かる児童特有の問題や交友関係の悩みなどについて、職員は身近な大人として受け止め、相談などに取り組んでいきます。

さらに異学年集団のリーダーとしての活動を支援していきます。

(3) 特別な支援が必要な児童について

心や身体の発達に遅れがある、行動に問題がある、日本語が不自由である等の児童に対しては、学校や専門機関、家庭と十分連携をとり、必要な記録を取るなどの配慮と支援を行っていきます。遊びや活動等においては当該児童が他の子どもと一緒に行動できるよう支援します。また、周りの子どもに対しての支援・ケアを行い、子ども同士の理解が深まるよう対応を行います。

(4) 異学年交流

共通の集団生活の場で過ごすことで、日常的に異学年の子どもたちとの交流を図っていきます。また、定期的を実施する行事活動においても、異学年の交流を促していきます。

(5) クラブ活動

子どもたちの興味・関心を軸とし、継続的かつ主体的な活動のクラブ活動を実施します。

●卓球クラブ

①クラブの異学年メンバー同士での仲間意識の芽生えと発展を目指します。

②専門的知識と技術の向上を図ります。

③対外交流など他地域の児童との交流ができる機会を設けます。

(6) 昼食対応、再登校について

土曜日や学校休業日に昼食を持参した児童に対して昼食対応を行います。その際、食事のマナーが守られているかを職員が見守り指導します。また、食事が進まない児童などの体調面についても気を配ります。

学校終了後には一度帰宅してから参加する再登校も行います。その際には、一度学校から外に出ることになるため、安全面に十分注意するよう児童に伝えていきます。

2. 日課表

時間	月曜日～金曜日の場合	学校休業期間中・土曜日の場合
8:00		職員出勤（2名）、開室準備
8:15		早朝利用児童受入れ
9:00	職員出勤 開室準備 企画準備	職員出勤 一般児童受入れ 児童学習タイム見守り 児童遊び支援
11:00	非常勤職員出勤 職員ミーティング（全職員） 企画準備	児童遊び支援
12:00	職員昼休憩 開始	児童昼食指導開始 ※2 職員昼休憩（交代制）
12:45	職員昼休憩 終了	児童昼食指導終了
13:00		午後一般児童受入れ開始 児童受入れ 児童学習タイム見守り 児童遊び支援
14:00	児童受入れ 児童学習タイム見守り 児童遊び支援	
16:20	(11月～2月) 片付け・帰宅準備	(11月～2月) 片付け・帰宅準備
16:30	(11月～2月) 一般児童退室 正門・西門まで見送り (11月～2月) 掃除・閉室準備	(11月～2月) 一般児童退室 正門・西門まで見送り (11月～2月) 掃除・閉室準備
16:50	(4月～10月、3月) 片付け・帰宅準備 (4月～10月、3月) 一般児童退室	(4月～10月、3月) 片付け・帰宅準備 (4月～10月、3月) 一般児童退室
17:00	夕方利用児童対応・掃除・閉室準備	夕方利用児童・土曜育成児童対応・掃除・閉室準備
18:00	日誌記録・職員ミーティング (放課後子ども教室職員)	日誌記録・職員ミーティング (放課後子ども教室職員)
18:15	終業	終業

※1 早朝夕方・土曜育成利用児童の受け入れは、午前8時15分から午後6時まで行います。

※2 昼食持参児童について、正午から午後1時の間も見守りを行います。

※3 学校とは日常的に情報交換を行い、必要に応じて打ち合わせを行います。

3. 行事

田端小学校に在学する子どもたちの放課後の居場所として四季の変化を感じ取り、日本文化や自分の住む地域を愛することができるようプログラムを作成します。また、普段はなかなか実践できない校庭を活用した「体力づくり」にも取り組んでいきます。

<令和6年度 行事予定>

月	行事	月	行事
4月	・進級おめでとう会	1月	・新年おめでとう会
5月	・ウェルカムパーティー	2月	・節分会
7月	・七夕会	3月	・卒業おめでとう会
8月	・平和を祈る会	その他	・特別講師を招いての講座（特別活動） ・クラブ活動 ・防災、防犯等各種訓練 ・地域行事、PTA、おやじの会への参加・協力 ・わくわく☆フェスタ ・たばとんのまつり
9月	・防災を学ぶ会		
10月	・ハロウィンパーティー		
11月	・秋の芸術祭		
12月	・年末お楽しみ会		

※その他の活動も、協議のうえで実施を検討していきます。

4. 特別活動

放課後子ども総合プランの魅力をより高めていくため、下記のような特別活動を行います。

(1) 特別講師を招いての講座等、特別活動

田端小学校の学区内に居住する、または北区内に居住する特別な専門技術を有する方等を探し、その方を特別活動講師とした特別活動を実施します。普段なかなか触れることのできない活動を実施し、児童の意欲向上を目指すことを目的とします。

- ①各種専門家を招き、技術指導や、児童と一緒に遊ぶのプログラム活動を行います。
- ②地域在住の方を招いた活動や食育講座を行います。
- ③地域の方や元教師の方を招いての講座を行い、児童の学びをサポートします。

(2) 親と子が交流を深められるような活動

土曜日等に保護者も一緒に楽しむことのできる活動（スポーツ交流活動、料理活動、芸術鑑賞など）を行います。

(3) 学校外をステージとした活動等の提案

所管課、実行委員会と協議をして、学校外をステージとした活動を学校休業日などに行います。この活動は、学校外だからこそできる体験活動を行うことを目的とします。

- ①地域の文化施設を利用した体験学習を行います。
- ②児童館や保育園・幼稚園と協力し、小学生が乳幼児と異年齢交流が出来るような活動も行います。

5. 地域との連携

地域と連携し、さまざまな活動を実現するために、下記の内容に取り組み、地域福祉の向上に資することに力を注ぎ、児童の健全な育成を図ります。

(1) 地域と積極的に交流を図り、地域と共に育ち、安全・安心かつ信頼される放課後子ども総合プランを目指します。

- ①地域へのおたよりの配布などを通し、情報共有を図ります。
- ②地域の人的資源を積極的に受け入れます。
- ③ボランティア等を積極的に受け入れます。
- ④地域の子育て子育て拠点である田端児童館と連携し、情報交換を行います。

(2) 学校や自治会、民生・児童委員、青少年委員、警察・消防など子どもを取り巻く地域の関係者、関係機関と信頼関係を構築するため、定期的に運営状況の伝達、情報共有や意見交換を行います。

- ①実行委員会を通して、円滑な事業運営と活動の充実を協議します。
- ②地域の町会・自治会や青少年地区委員会の行事への協力、及び参加をします。
- ③地域の大人や高齢者施設と連携した、世代間交流を実施します。
- ④児童虐待など要保護児童に関する情報伝達を行い、関係機関との連携を図ります。

(3) 子どもが地域を愛し、誇りを持てるように地域の歴史を学び、伝統を引き継いでいけるよう支援します。

- ①地域の文化施設に外出し、地域探検活動等を実施します。
- ②地域清掃活動等の環境学習を実施します。

6. 学校との連携

田端小学校の教育目標や方針を十分に理解して運営にあたります。また、定期的に運営状況を伝達し信頼関係を構築するとともに、問題等が発生した場合には学校にも協力を求め、解決のための活動を行います。

◆活動内容や運営管理に関して定期的に情報交換を行い、きめ細かく児童対応をしていきます。

- ①緊密な連絡・調整、及び、日常的な情報交換（施設利用、下校時間の変更など）を行います。
- ②学校行事（運動会、学芸会、学校公開、水泳指導など）に留意した運営を行います。
- ③学校行事に積極的に参加し、学校での子ども様子を把握します。
- ④子どもが個々に抱える問題に対して情報交換と問題状況の把握、必要に応じ個別指導を実施します。

7. 家庭との連携

子どもの生活を守り豊かな成長を支援していくために、家庭との十分な信頼と協力の関係構築に努めます。このため、下記の取り組みを行い、その実現を目指します。

目的	具体的な取組み	形態	内容
(1) 情報の提供と交換	わくわく☆ひろばだよりの発行	配布	・毎月1回の発行 ・月間予定、様子等の紹介 ・保護者への連絡事項の記載
	利用カードの活用 (1年生 夏休みまで)	交換	・互いの情報交換 ・緊急性のあるものは即日報告
	ホームページの活用	提供	・24時間閲覧可能な情報提供 ・災害時の緊急対応の掲示
	緊急メール配信システムの活用	提供	・入退室システム登録児童の入退室情報提供 ・災害時の緊急対応の情報提供
(2) 共に考え、創る	運営への参加	参加	・保護者ボランティアの受け入れ ・保護者アンケートの実施 ・親子参加型活動の実施

(1) 情報の提供と交換

- ①毎月のおたよりを通して、日々の様子を伝え、保護者との信頼、協力関係を築き、共に考えていきます。
- ②職員と保護者が共に子どもを育てるという視点から互いに補い合い、一緒に子どもの成長を見守っていく姿勢を大事にします。
- ③子どものケガやトラブルなど、保護者に伝える必要のある事柄については電話等で迅速に報告します。
- ④ホームページを活用し、いつでも情報を見られる体制を整えます。また、台風や大雪など災害時または災害が予想される際には、緊急メール配信システムを活用し、保護者に周知します。

(2) 共に考え、創る

- ①行事や活動の際に保護者ボランティアを受け入れ、共に活動を作っていきます。
- ②利用者・保護者アンケートによる評価の実施を通じて、活動の点検と改善を図ります。
- ③親子参加型の行事や地域交流行事を通じて、子どもと保護者、職員間の交流を深め、各家庭のコミュニケーションや絆の強化に努めます。また、日常的に保護者が見学できるよう配慮します。
- ④保護者が子どもの様子を自由に見に来ることができるような「開かれた居場所」となることを目指し、広報等に取組みます。

8. 子どもの参画活動

事業運営に子どもの意見を取り入れ、運営の参加機会を作るなど「子どもの参画」に取り組めます。

- ・アンケート等で積極的に意見を聞き、取り入れます。
- ・施設の装飾に子どもの作品を活用し、一緒に作成する機会をつくります。
- ・行事の際など子どもスタッフとして運営に参加してもらい機会をつくります。

Ⅲ. 運営基本計画（学童クラブ登録）

1. 目的

- ①生活指導については、基本的な生活習慣を身につけていけるよう、生活のマナーやルールを習慣として積み重ねます。
- ②余暇指導については、児童がたくさんの遊びを体験します。
- ③危険防止及び非行防止については、児童自身が災害への心構えを身につけさせるとともに、生命の大切さや社会の規範を学びます。
- ④4つの学童クラブが共通理解をもち、報告連絡相談を常に怠らず、子どもたちが寄り添える場所をつくります。

2. 年間指導目標

年間を通して、以下のことを目標として掲げ、児童の健やかな成長を見守ります。

- ①基本的習慣を身につけます。
- ②遊びを通し、友だちとの関わりを広げ、仲間と遊ぶ楽しさを知ります。
- ③異年齢集団の中で相手の気持ちを考え、協調できる心を養います。
- ④伸び伸びとした自己表現ができるようにします。
- ⑤自分で考え判断し、行動できるようにします。
- ⑥手洗い、うがいを行い、安全におやつなどの食を楽しみます。

3. 日課表

時間	月曜日～金曜日の場合	学校休業期間中・土曜日の場合
8:00		順次職員出勤、受け入れ準備
8:15		児童登室開始
9:15	順次職員出勤 事務作業	学習タイム 自由遊び
10:45	職員ミーティング	
12:00	昼休憩 開始	昼食開始
13:00	昼休憩 終了	昼食終了
13:15	受け入れ準備 児童登室開始、学習タイム 自由遊び(校庭遊び等)	自由遊び
15:15	おやつ開始	おやつ開始 ※1
16:00	おやつ終了	おやつ終了
16:45	児童退室準備、帰りの会	児童退室準備、帰りの会
17:00	児童退室①	児童退室① 順次職員退勤
17:30	児童退室②	児童退室②
17:45	帰りの会	帰りの会
18:00	児童退室③ 順次職員退勤	児童退室③ (※土曜は18時閉室)
19:00	児童最終退室、清掃	児童最終退室、清掃
19:15	終業	終業

※1 土曜育成については、おやつの提供はありません。

4. 指導計画表

月	月間(学期)目標	生活・余暇指導及び指導上の留意点	行事名
4～6	<ul style="list-style-type: none"> 新しい生活環境に慣れ、人間関係を広げる。 交通安全のルールを身につける。 <ul style="list-style-type: none"> 集団生活のルールを知り、守る。 	<ul style="list-style-type: none"> 新利用児童が楽しく安全に登室できるように配慮する。 挨拶、手洗い、うがいを習慣づける。 帰宅時の安全指導を行う。 新1年生また2、3年生共に改めて学童のルールを確認し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回保護者会(5月) 避難訓練 進級おめでとう会(4月) 学童イベント(5月～6月)
7～8	<ul style="list-style-type: none"> 行事をとおして生活体験を豊かにする。 規則正しい生活を送る。 	<ul style="list-style-type: none"> 一日育成を活かした体験をさせる。 規則正しい生活を送れるようなプログラムを設定する。 帰りの会・読書の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回保護者会(7月) 避難訓練
9～12	<ul style="list-style-type: none"> 協力して班活動に取り組む。 仲間意識を深め、異年齢集団での輪を広める。 一人ひとりが役割を持ち、活動に積極的に参加する。 遊びの幅を広げ行事や活動を楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> 班活動の機会を増やし思いやりや仲間意識を持たせる。また子ども達が主体的に行えるように促していく。 集団活動、集団遊びの充実を図る。 行事内容の紹介等、意欲的に取り組めるよう支援する。行事に参加しない子も自由遊びの居場所を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人面談(10月) お楽しみ会(12月) 避難訓練
1～3	<ul style="list-style-type: none"> 伝承遊びに親しむ。 新しいリーダーとしての自覚を持つ。 卒室と進級を祝い、次年度に向けての準備をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的行事や遊びを通し、豊かな情緒を育む。 外遊びの充実を図り、うがい、手洗いを徹底する。 個々の成長を認め、上級生としての自覚を持たせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 新1年生保護者説明会(3月) 第3回保護者会(3月) 3年生卒室会(3月) 避難訓練
約束事項	(1) 集団としての決まりを守り、人の嫌がることをしない。 (2) 物を大切にし、使ったものはきちんと片づける。 (3) 登室、帰宅時には決まった道を通り、交通ルールを守り、寄り道をしていない。		

※上記のほか、1年を通して、放課後子ども教室の行事に参加します。

※各月ごとにお誕生会、また、学童独自のイベント(お楽しみ会、卒室会等)を実施します。

※避難訓練は「放課後子ども教室」と連携して行う。近隣施設等の避難訓練にも職員は参加します。

※クラブに在籍する児童の帰宅の安全を図るため、シルバー人材センターの方々にパトロールをお願いします。

(パトロール実施期間及び時間帯：4月、10～12月 16：30、17：00、17：30、18：00)

5. 地域・学校・保護者との関わり

①わくわく田端ひろば

- ・放課後子ども教室と共同の行事に参加し、積極的に学童クラブ以外の子ども達や地域の人たちとの交流を持ちます。
また、学童クラブ4つの交流時間を設け、自由遊びで関わる機会を作ります。

②学校

- ・印刷物を交換し、学校行事(展覧会、運動会、授業参観など)の見学をとおして子どもの日常の様子を知ります。
- ・担当教諭をはじめ学校との情報交換をし、話し合いを持つことにより、理解を深め合い連携を図ります。
- ・危機管理訓練の参加をとおして、安全への連携に努めます。

③保護者

- ・連絡帳等をとおし、保護者との連絡を密にし、子どもへの理解を深めていきます。
- ・毎月のお便り、保護者会、個人面談により、保護者との信頼関係を築いていきます。

④管轄児童館

- ・便りの交換等を行います。また定期的な会議の中では育成状況等、情報交換や情報共有をし、育成指導の向上に努めます。

⑤その他

- ・専門相談員の指導を受け、育成の充実を図ります。

6. 学童クラブ入会の事務の予定について

10月	学童クラブの案内掲示	就学時健康診断実施日(10月～11月)
11月	ポスター掲示	2024年11月上旬頃
12月	必要書類の配布	2024年12月初旬～2025年1月初旬
	利用申請受付	2024年12月中旬～2025年1月中旬
1月	選考期間	2025年1月中旬～1月末
	申請書ファイル提出	2025年1月末※係へ持参(交換便不可)
2月	障害児受け入れ審査会	2025年2月初旬頃 ※障害児生活状況調査表を 1月末までに提出
	利用承認通知発送	2025年2月末
	利用申込	2025年2月末～3月中旬
3月	承認後の書類受付	減額免除申請書 2025年3月中旬 間食費扶助費申請書 2025年3月中旬まで